

第7号議案

中間市特別職職員の旅費に関する条例及び中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

中間市長 福田 浩

中間市特別職職員の旅費に関する条例及び中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(中間市特別職職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 中間市特別職職員の旅費に関する条例(昭和26年中間市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「中間市特別職職員の給与等に関する条例」を「、中間市特別職職員の給与等に関する条例」に改める。

第3条第2項ただし書中「北九州市八幡西区、直方市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡に旅行する」を「宿泊を伴わない」に改める。

第5条第3項中「払いもどし」を「払戻し」に改める。

(中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 中間市一般職職員の旅費に関する条例(昭和26年中間市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法」を「、地方公務員法」に改める。

第4条第1項中「止むを得ない」を「やむを得ない」に、「予め」を「、あらかじめ」に改め、同条第2項中「出張命令に従った」を「、出張命令に従った」に改める。

第6条の3第2項中「の各号」を削る。

第6条の6第1項に次のただし書を加える。

ただし、宿泊を伴わない場合の日当は、支給しない。

第6条の6第2項ただし書を削る。

第6条の8第5項中「払いもどし」を「払戻し」に改める。

第7条第2項中「止むを得ない」を「やむを得ない」に改める。

第9条中「額の」を「、額の」に改める。

第10条第1項中「含む」を「含む。」に改め、同条第3項中「出張者は」を「、出張者は、」に改め、同条第4項中「差引かなければ」を「差し引かなければ」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(第1条関係)

中間市特別職職員の旅費に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>中間市特別職職員の給与等に関する条例</u>（昭和31年中間市条例第23号）第1条に規定する特別職職員の受ける旅費について定めることを目的とする。</p> <p>(旅費額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 日当及び宿泊料は、別表に掲げる定額による。ただし、<u>宿泊を伴わない</u>場合の日当は、支給しない。</p> <p>(旅費の特例)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第2条の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に出張命令を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行の予約のため既に支出した金額があるときは、<u>所要の払戻し</u>を受けることができなかつた額を旅費として支給することができる。ただし、その額は、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は<u>中間市特別職職員の給与等に関する条例</u>（昭和31年中間市条例第23号）第1条に規定する特別職職員の受ける旅費について定めることを目的とする。</p> <p>(旅費額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 日当及び宿泊料は、別表に掲げる定額による。ただし、<u>北九州市八幡西区、直方市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡に旅行する場合</u>の日当は、支給しない。</p> <p>(旅費の特例)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第2条の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に出張命令を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行の予約のため既に支出した金額があるときは、<u>所要の払いもどし</u>を受けることができなかつた額を旅費として支給することができる。ただし、その額は、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。</p>

(第2条関係)

中間市一般職職員の旅費に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(この条例の適用範囲)</p> <p>第1条 この条例で職員とは、<u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第3条の一般職職員をいう。</p> <p>第4条 出張者は、公務上の必要又は天災その他<u>やむを得ない事情</u>により、出張命令に従って出張することができない場合には、<u>あらかじめ</u>任命権者に出張命令の変更を申請しなければならない。</p> <p>2 出張者が、前項の規定による出張命令の変更の申請をせず又は申請をしたがその変更を認められなかった場合において出張命令に従わないで出張したときは、当該出張者は、<u>出張命令に従った限度</u>の出張に対する旅費のみの支給を受けることができる。</p> <p>(船賃)</p> <p>第6条の3 (略)</p> <p>2 船賃の額は、次に規定する旅客運賃による。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(日当)</p> <p>第6条の6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。<u>ただし、宿泊を伴わない場合の日当は、支給しない。</u></p> <p>2 日当の額は、別表に掲げる定額による。</p>	<p>(この条例の適用範囲)</p> <p>第1条 この条例で職員とは<u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第3条の一般職職員をいう。</p> <p>第4条 出張者は、公務上の必要又は天災その他<u>止むを得ない事情</u>により、出張命令に従って出張することができない場合には<u>予め</u>任命権者に出張命令の変更を申請しなければならない。</p> <p>2 出張者が、前項の規定による出張命令の変更の申請をせず又は申請をしたがその変更を認められなかった場合において出張命令に従わないで出張したときは、当該出張者は<u>出張命令に従った限度</u>の出張に対する旅費のみの支給を受けることができる。</p> <p>(船賃)</p> <p>第6条の3 (略)</p> <p>2 船賃の額は、<u>次の各号</u>に規定する旅客運賃による。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(日当)</p> <p>第6条の6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</p> <p>2 日当の額は、別表に掲げる定額による。<u>ただし、北九州市八幡西区、直方市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡に旅行する場合の日当の額</u></p>

(旅費の特例)

第6条の8 (略)

2～4 (略)

5 第2条の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に出張命令又は旅行依頼を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行の予約のため既に支出した金額があるときは、所要の払戻しを受けることができなかった額を旅費として支給することができる。ただし、その額は、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(旅費の計算)

第7条 (略)

2 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情のある場合は、前項によらずその現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 1日の出張において日当の定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額により支給する。

(旅費の請求)

第10条 旅費(概算払に係る旅費を含む)の支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者でその精算をしようとする者は、所定の請求書によりこれを市長に提出しなければ

は、支給しない。

(旅費の特例)

第6条の8 (略)

2～4 (略)

5 第2条の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に出張命令又は旅行依頼を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行の予約のため既に支出した金額があるときは、所要の払いもどしを受けることができなかった額を旅費として支給することができる。ただし、その額は、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(旅費の計算)

第7条 (略)

2 公務上の必要又は天災その他止むを得ない事情のある場合は、前項によらずその現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 1日の出張において日当の定額を異にする事由が生じた場合には額の多い方の定額により支給する。

(旅費の請求)

第10条 旅費(概算払に係る旅費を含む)の支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者でその精算をしようとする者は、所定の請求書によりこれを市長に提出しなければ

ならない。

2 (略)

3 前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、出張者は、速やかに返納しなければならない。

4 市長は、概算払に係る旅費の支給を受けた出張者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、その後において、その者に対し支払の結果又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払に相当する金額を差し引かなければならない。

らない。

2 (略)

3 前項の規定による精算の結果過払金があった場合には出張者は速やかに返納しなければならない。

4 市長は、概算払に係る旅費の支給を受けた出張者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、その後において、その者に対し支払の結果又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払に相当する金額を差し引かなければならない。